

国民健康保険 加入者の皆さんへ



令和7年度の国民健康保険税は次のとおりです

【令和7年度改正】医療分、後期支援金分の『賦課限度額』が変更になりました

	①医療分	②後期支援金分	③介護分(40歳～64歳の人が対象)
所得割	ア) (令和6年中の総所得金額等－43万円(※))×8.3%	エ) (令和6年中の総所得金額等－43万円(※))×2.6%	キ) (令和6年中の総所得金額等－43万円(※))×2.3%
均等割	イ) 被保険者1人当たり29,000円 <未就学児は5割減額>	オ) 被保険者1人当たり8,000円 <未就学児は5割減額>	ク) 被保険者1人当たり10,000円
平等割	ウ) 1世帯当たり31,000円	カ) 1世帯当たり9,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円
賦課限度額	変更! 660,000円	変更! 260,000円	170,000円

国民健康保険税
(年額の保険税)

=

①医療分
(ア+イ+ウ)

+

②後期支援金分
(エ+オ+カ)

+

③介護分
(キ+ク+ケ)

■総所得金額等とは、令和6年中(1月～12月)の「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」(専従者控除後)、「公的年金収入－公的年金等控除」等の合計額で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物等の譲渡所得「特別控除後の額」や株式等の譲渡所得等)も総所得金額等に含まれます。

(※)合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除額は43万円です。合計所得金額が2,400万円を超える場合は、所得額に応じて逡減します。

■①医療分、②後期支援金分、③介護保険分、それぞれに計算した保険税が賦課限度額を超えた場合は賦課限度額の保険税になります。

■年度途中で国保加入・脱退した場合は、1年分(4月～翌3月)の保険税÷12ヶ月×加入月数で計算します。

■保険税の納税義務者は**世帯主**です。世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯に国民健康保険の加入者がいれば**納税通知書や納付書は世帯主宛**に送付します。

■7月にお届けする納税通知書は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間の保険税額をお知らせし、7月から3月までの9期(特別徴収の世帯は6期)に分けて納めていただくようお願いするものです。

4月1日から7月2日までに異動届(出生・死亡・転入・転出・社保離脱・社保加入など)を提出された世帯は、その異動届により更正(月割計算)を行った税額となっています。また、7月以降の異動分については、保険税額を更正して更正通知書・納付書を送付します。(更正前と更正後の納付書による重複納付にご注意ください。)

■市外から転入した人については、前年の所得調査後に、税額変更が生じる場合があります。

■年齢毎の保険税等の負担

40歳未満の人	40歳以上65歳未満の人	65歳以上75歳未満の人	75歳以上の人
★国民健康保険税 (医療分+後期支援金分)	★国民健康保険税(医療分+後期支援金分+介護分)	★国民健康保険税(医療分+後期支援金分)+★介護保険料	★後期高齢者保険料 ★介護保険料

年度の途中で40歳になるとき

40歳の誕生日の月(1日が誕生日の人はその前月)の分から介護分を納めます。40歳到達後に、改めて介護分を賦課してお知らせします。

年度の途中で65歳になるとき

65歳になる前月(1日が誕生日の人はその前々月)までの介護分を計算し、医療分・後期支援金分の1年分の額と合わせて、年度末までの納期に分けて納めます。

所得が少ない世帯の軽減について

【令和7年度改正】 5割、2割軽減の軽減判定基準額を拡大しました

令和6年中の世帯の総所得金額等の合計額が次の基準以下の場合には、均等割額・平等割額を軽減(7割・5割・2割)します。軽減の対象となる判定所得額は、世帯主(社会保険や後期高齢者医療制度の加入者の場合も含む。)と国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者(※1)の所得の合計となります。

軽減の種類	令和6年中の総所得金額等の合計額(世帯主・国保加入者・特定同一世帯所属者)
7割軽減	【43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円】 以下
5割軽減	【43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円 +(30.5万円×世帯に属する被保険者・特定同一世帯所属者の人数)】 以下
2割軽減	【43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円 +(56万円×世帯に属する被保険者・特定同一世帯所属者の人数)】 以下

(※1)特定同一世帯所属者… 国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度への加入(75歳到達・65歳以上で障害のある人)により国保を脱退し、引き続き同一の世帯にいる人

(※2)給与所得者等… 給与収入55万円超と、公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上)の人

■軽減判定日は、毎年度4月1日です

4月1日以降に世帯主変更があった場合は世帯主変更日、新規の国保世帯の場合は資格取得日となります。

■軽減判定所得について

- ・事業所得での専従者控除は適用せず、支払者の所得金額とし、専従者給与所得はないものとして計算します。
- ・土地・建物等の譲渡所得は特別控除前の金額になります。
- ・昭和35年1月1日以前に生まれた公的年金受給者は年金所得から15万円控除した額で判定します。

■所得の申告について

国民健康保険税は申告所得をもとに計算しますので、他の人の被扶養者(扶養控除対象)となっている場合を除き、必ず申告をしてください。**未申告の人がいると所得がない場合でも保険税の軽減を受けることができませんので、ご注意ください。**また申告すべき所得を申告していない場合は、確定申告や修正申告で所得の変更が確認された際に、保険税が増額変更になることがあります。

非自発的失業者の軽減

倒産・解雇等により離職をした人は、前年の給与所得を30%とみなして所得割の算定を行います。

■対象となる人(次のすべての条件を満たす人)

- (1)失業時点で65歳未満の人
- (2)雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」

※**雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが 11、12、21、22、23、31、32、33、34 に該当**

■軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

■軽減を受けるためには

『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』と本人確認ができる書類等を持参のうえ、市民課国保担当で申請してください。

産前産後期間の保険税軽減

国民健康保険被保険者で出産予定または出産した人の所得割・均等割が軽減されます。

■軽減期間

- ・単胎妊娠の場合…出産(予定)月の前月から、出産(予定)月の翌々月までの4か月分
- ・多胎妊娠の場合…出産(予定)月の3ヶ月前から、出産(予定)月の翌々月までの6か月分

■軽減を受けるためには

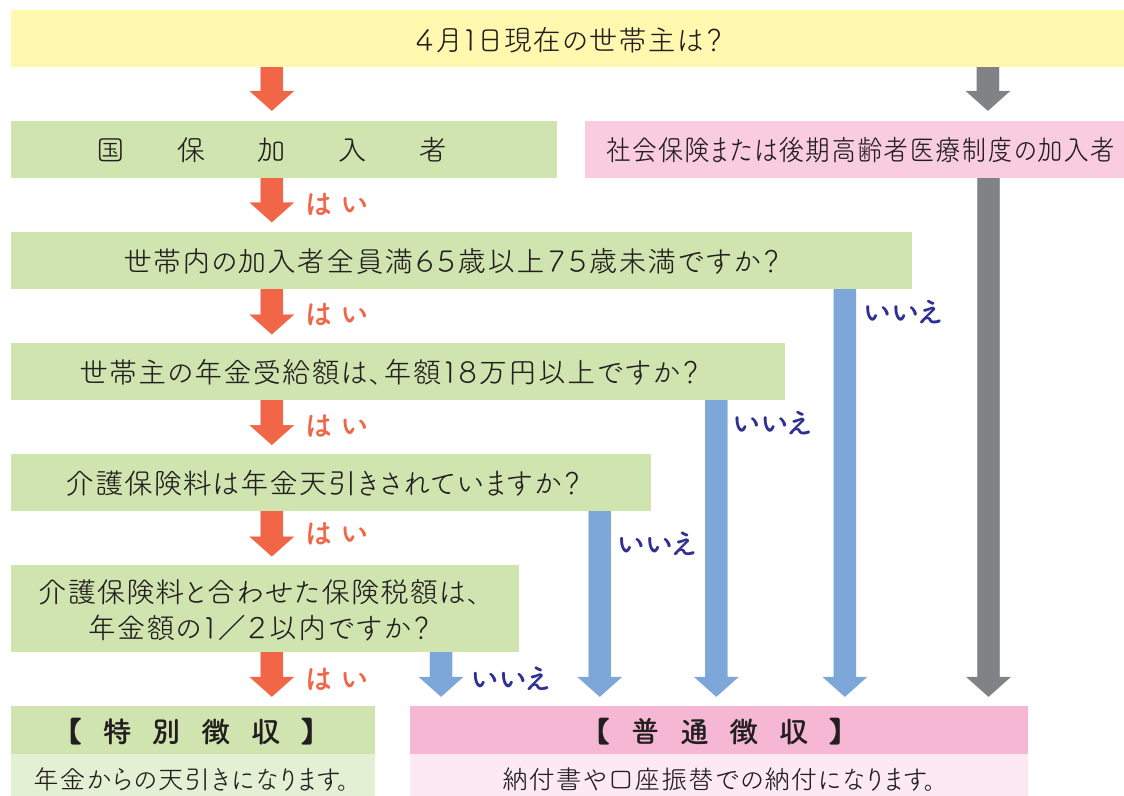
母子健康手帳など、**出産(予定)日が分かるものと本人確認ができる書類等**を持参のうえ、市民課国保担当で申請してください。(出産の事実が確認できる場合は、職権にて保険税を減額する場合があります。)

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について（65歳以上のご世帯）

特別徴収の要件に該当する世帯（下記の図を参照）については、世帯主の年金から保険税を差し引くことになります。

ただし、要件に該当する世帯であっても、世帯主が75歳になる年度は、普通徴収となります。

◆特別徴収の対象となる人



・前年度2月に特別徴収されている人（今年度75歳になる人を除く）は、4・6・8月に仮徴収（前年度2月の税額と同額）を行い、10・12・2月の本徴収で今年度分の年税額になるように調整します。

※特別徴収の世帯は納付書・納税通知書の課税額内訳欄の右下に翌年4月・6月・8月の翌年度仮徴収額を記載しています。

・今年度から新たに特別徴収が始まる人の場合は、7・8・9月は普通徴収（納付書や口座振替で納付）を行い、10・12・2月で特別徴収を行います。

・前年度まで継続して特別徴収であった世帯においても、世帯状況等によって、上記の要件に該当しなくなった場合は、特別徴収が停止する場合があります。

特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）に納付方法の変更を希望する場合

国民健康保険税の納付方法が特別徴収（年6回）の世帯の場合でも、申請により特別徴収を中止して口座振替（年9回）への変更が可能です。今年の10月以降の特別徴収中止を希望の場合は、7月末までに納付方法変更の手続きをお願いします。納付方法変更届の手続きについては次のとおりです。

■特別徴収の開始以前から、金融機関に保険税口座振替の登録がある人

市民課国保担当で「納付方法変更申出書」を記入して提出してください。

■金融機関に保険税口座振替の登録がない方（特別徴収以前に納付書で支払っていた人）

先に、お取引のある金融機関に通帳・通帳印を持参して保険税口座振替の申込をされたうえで、市民課国保担当に金融機関で提出された口座振替申込の控えを持参し、「納付方法変更申出書」を提出してください。

後期高齢者医療制度創設に伴う緩和措置

①所得が少ない世帯の軽減

既に所得・被保険者数に応じた軽減措置(5割・2割)を受けている世帯で、世帯に特定同一世帯所属者がいる場合は、世帯構成(世帯主変更等)や世帯の収入が変わらなければ以前と同様の軽減措置を受けることができます。

②保険税の平等割の減額措置

「**特定世帯**」(特定同一世帯所属者がいる国保加入者が1名の世帯。例:夫75歳以上、妻75歳未満)の場合は、**医療分・後期支援金分の平等割が5年間1/2、その後3年間は3/4に減額**されます。(介護分は該当しません。)

※年度の途中で75歳になる場合の平等割額の減額については、75歳になった時点で判定を行い、減額の対象となる場合は、保険税更正通知書を送付します。

※年度途中で世帯主変更の場合はその月から軽減はなくなり、当初の年税額に追加分が発生する場合があります。

③被用者保険の被扶養者であった人に対する減免

被用者保険(社会保険)本人から後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険(社会保険)の被扶養者だった65歳以上の人(旧被扶養者)が国民健康保険に加入した場合、申請により国保税の一部を減免することができます。

保険税の減免について

天災などで住宅や家財に損害が生じたり、病気やけがなどで所得が激減したりして、資産や能力を活用しても国保税の納付が困難なときは、一定の基準を満たせば課税額の一部を減免することができる場合があります。

納期限までに国民健康保険税を完納しなかった場合

国民健康保険は、被保険者の皆さんからの保険税や、国・県及び市からの補助金などにより、病気やけが、出産や死亡などについて必要な給付を行う制度です。滞納した場合は期間に応じて以下のような厳しい措置がとられます。

①納期限経過後、納付が無い場合には督促状を送付します。また、滞納金額と納期限から納付日までの経過日数に応じて、延滞金が別途課せられます。

②特別な事情がなく、1年以上保険税の納付がない場合は、事前に通知をした上で、特別療養費の支給対象とする場合があります。医療機関等の窓口における一部負担割合は、いったん全額自己負担となります。

【保険税は必ず納期限までに納めましょう。納期限までの納付が困難な人は早めにご相談ください。】

(お問い合わせ)税務課 徴収担当 TEL 0942-65-7011

普通徴収の納期について

筑後市の国民健康保険税(普通徴収)の納期は年9回です。令和7年度の各納期限は、下記のとおりです。

1期/7月	2期/8月	3期/9月	4期/10月	5期/11月	6期/12月	7期/1月	8期/2月	9期/3月
令和7年 7月31日	令和7年 9月1日	令和7年 9月30日	令和7年 10月31日	令和7年 12月1日	令和7年 12月25日	令和8年 2月2日	令和8年 3月2日	令和8年 3月31日

※原則月末(12月は25日)が納期限になりますが、土曜日、日曜日、祝日、閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

★お問い合わせ★

お気軽にお問合せください

筑後市役所 市民課 国民健康保険担当 TEL 0942-65-7015(直通)